

申請書等作成支援端末の導入に係る

プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月 9 日

盛岡市市民部市民登録課

1 目的

この要領は、書かない窓口の実現に向けた「申請書作成支援端末」の導入について、必要な機器の購入及びサービスの提供について、より良い方法を引き出し、安全、確実かつ効率的に履行可能な業者を選定するために実施するプロポーザルに係る方法や内容について規定することを目的としている。

2 調達（契約）件名

(1) 申請書等作成支援端末の購入

(2) サービス利用料（月額）

サービスの利用にあたって月額の利用料が発生する場合はその金額を示すこと。

なお、サービス利用料については事前申請機能を使用するための月額利用料を想定する。

3 提案内容

提案の内容は、別紙の仕様及び機能要件を満たす機器の導入、保守及び提供するサービスの内容、運用開始に向けたスケジュール、運用・保守体制、実施費用等とする。

詳細については「申請書等作成支援端末提案依頼仕様書」を参照すること。

4 機器調達等上限額

(1) 申請書等作成支援端末 : 17,686,760円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額には機器等購入費、機器及びサービスの設定に係る費用、事前申請機能の構築、システムライセンス及び導入後60カ月分の機器等保守に関する費用を含む。

(2) 事前申請機能 : 月額68,750円（消費税及び地方消費税を含む）

月額でのサービス利用料が発生する場合の提案上限額。

5 提案及び契約業者の選定

(1) 提案及び契約可能業者の選定は、提出された書類をもとに、盛岡市の審査員の審査により実施する。

(2) 審査員は、盛岡市市民部、市民部市民登録課、デジタル推進事務局の職員で構成する。

(3) 提出された参加申込書類、企画提案書類、プレゼンテーション内容から、「12 選考基準」により評価を行い、優秀提案者及び次点者を選考する。

(4) 3件を超える企画提案があったときは、指定様式評価（1次評価）及び企画提案書類評価（2次評価（提案書））による一次審査を実施し、評価点の高い上位3者を二次審査の対象とする。

なお、企画提案者が3者以下の場合、一次審査は実施せず参加資格を有する全ての企画提案者を二次審査対象とする。

(5) 企画提案書類及びプレゼンテーション評価（2次評価）により二次審査を実施する。

- (6) 審査の結果、1位となった提案書等の提案者（以下「最上位者」という。）の提案を採用する。ただし、精査した結果、仕様書及び本実施要領に従っていない等の不備があった場合、すべてに合致している次点の提案者の提案を採用するものとする。契約可能業者は、採用された提案の提案者とする。
- (7) 審査の結果、最上位者が複数となった場合は、構築・導入の全体の経費の見積金額がもっとも小さい提案者の提案を採用するものとする。
- (8) 選定結果については、何人も異議を申し立てることは認めない。
- (9) 契約は、契約可能業者として選定した業者と随意契約を締結する。

6 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる(1)から(8)の資格要件を満たす単体企業とする。

- (1) 令和7年4月1日時点で令和6・7年度盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登載され、参加申込日までに指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条及び第3条に基づく暴力団及び指定暴力団又は代表者がそれら構成員である団体ではないこと。
- (6) 事業所（オフィス）について、プライバシーマークの認定を取得していること。且つ、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格 ISO27001(ISMS) の認証を取得していること。なお、プライバシーマークか ISO27001 (ISMS) の一方だけを取得している場合は、両方未取得していない理由書(任意様式)を提出すること。
- (7) 本業務の実施及び緊急時のメンテナンスにおいて、市の要請に応じて速やかに技術者を派遣する等の対応ができること。
- (8) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

7 プロポーザルの実施スケジュール

内容	期間等
公示	令和7年4月9日（水）
質問の受付期限	令和7年4月22日（火）午後4時

質問の回答	令和7年4月25日（金）
参加申込書類提出期限	令和7年4月28日（月）午後5時
提案書類提出期限	令和7年5月14日（水）午後5時
一次審査 ^{*1}	～令和7年5月19日（月）※予定
一次審査結果通知 ^{*1}	審査後速やかに通知予定
二次審査（プレゼンテーション） 実施	令和7年5月28日（水）予定
二次審査結果通知	令和7年5月30日（金）予定

*1 参加申込者が3者以下の場合、一次審査は実施せず、参加資格審査の結果を通知する。

8 参加申込書手続き

(1) 受付期間 公示日から令和7年4月28日（月）午後5時まで

(2) 参加申込書類

次の様式により、「岩手県盛岡市電子申請・届出サービス」の「申請書等作成支援端末の導入に係るプロポーザル_参加申込」から提出すること。

(https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7219)

※ID、パスワードによる認証を必要とするため利用者登録をすること。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要（任意様式）

9 質問について

本企画提案募集の内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

(1) 受付期限 令和7年4月22日（火）午後4時

(2) 受付方法 様式4_質問票により、「岩手県盛岡市電子申請・届出サービス」の「申請書等作成支援端末の導入に係るプロポーザル_質問」から提出すること。

(https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7223)

(3) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年4月25日（金）までに、市ホームページで公開する。

(4) 質問受付先 盛岡市市民部市民登録課 佐々木、及川

10 プロポーザルに関する事項

本プロポーザルに応募する者は、次のとおり企画提案書を提出することとする。

(1) 提出期間 公示日から令和7年5月14日（水）まで

（窓口受付時間：土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 企画提案書類

電子データを「岩手県盛岡市電子申請・届出サービス」の「申請書等作成支援端末の導

入に係るプロポーザル_企画提案書」から提出すること。

(https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7222)

ほか、印刷物 8 部を提出すること。

ア 企画提案書 【A 4 版 50ページ以内 両面印刷】

- ・様式は自由、表紙・目次は枚数に含める。提案書にはページ番号を付けること。
- ・本文の文字フォントサイズは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関しはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
- ・提案書の項目については、別紙「申請書等作成支援端末の導入に係る提案依頼仕様書」の内容に従って、記載すること。

(ア) 実施方針

(イ) 機器仕様及び機能、機器の特徴

(ウ) 事前申請機能の機能説明、特徴

(エ) 保守・サポート体制研修計画

(オ) 情報セキュリティ対策

(カ) 研修の計画

(キ) その他の提案事項

イ スケジュール 【任意様式 A 3 版横 1 ページ 片面印刷】

ウ 提案機器及びサービスの他自治体実績 (任意様式)

エ 機能要件一覧表 (様式第 3 号)

- ・機能要件一覧表について、必須項目は全て対応可能であることを提案要件とし、標準機能で対応できない場合は、必ず代替方法を提示すること。

オ 見積書 (様式第 2 号、様式第 2-2 号)

(3) 提出先 盛岡市市民部市民登録課

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番 2 号

電話番号 019-613-8309

(4) 紙資料の提出方法 提出先に持参又は簡易書留郵便で郵送すること。

11 提案審査

(1) 提出された企画提案書等については、提案について別途指定する日程にてプレゼンテーション形式の説明会を開催することとし、書類及び説明内容を総合的に評価することとする。

ア プレゼンテーションの日時及び場所は、企画提案参加表明後、提案者に別途連絡する。

イ プレゼンテーションの時間は準備、片付け、質疑応答の時間を含め60分を予定。

ウ プレゼンテーションの中で実機を用いたデモを見込んでいる。

(2) 提出された企画提案書等に不備があり、必要な要件及び情報が不足している場合は、審査を行わず失格とする。

(3) 不備等が無い企画提案書等を提出した者が3者を超えた場合、企画提案書等の書類審査を実施し、所定の評価点が上位3位以内となった提案について(1)を実施することとする。この場合、市は、速やかに全提案者に対し、上位3者以内となったか否かについての書類審査結果を通知する。

(1) 市は、令和7年5月30日（金）午後5時までに、提案者に対し、Eメールで最終の審査結果を通知する。また、その結果を市ホームページで公表する（審査の経緯については公表しない。）。

(2) 採択決定後、応募者と本市による協議の過程において、当初の提案内容を一部補正することがある。

(3) 審査結果に関して一切の質疑、異議、申し立てを受け付けない。

12 選考基準

選考の基準は、提案事業の実現性及び妥当性等について、企画提案書の内容評価と応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。

評価項目		判断評価基準	評価区分
1 参加申込書類	指定様式	指定様式の記載内容による評価を行う。実績、技術者の能力等を評価する。	資格審査 1次評価
2 企画提案書類	企画提案書	企画提案書の記載内容による評価を行う。 業務内容を十分把握したうえで有効な提案を行っているか等について評価する。 (ア) 実施方針 (イ) 機器仕様及び機能、機器の特徴 (ウ) 事前申請機能の機能説明、特徴 (エ) 保守・サポート体制研修計画 (オ) 情報セキュリティ対策 (カ) 研修の計画 (キ) その他の提案事項	1次評価 (提案書)
	スケジュール	工程計画の妥当性について評価する。	
	見積書	業務コストの妥当性を評価する。	
	機能要件一覧表	盛岡市が想定する必須機能及び要望等の実現可否について評価する。	
3 全体評価	プレゼンテーション等	企画提案書全般の評価を行う。企画提案書全体、プレゼンテーションの内容等を評価する。	2次評価 (プレゼンテーション)

13 契約

企画が採用された優秀提案者は、事業実施の優先交渉権者として本市と協議の上、業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

14 プロポーザルに係る留意事項

- (1) 本企画提案に際し、市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解なく公表又は使用してはならないこととする。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (3) 企画提案参加者は同一事業内容で複数の提案書の提出はできない。
- (4) 辞退する場合、辞退届（様式5）を「申請書等作成支援端末の導入に係るプロポーザル_辞退届」、持参又は郵送で提出すること。
(https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7224)
- (5) 本提案に使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 提案書に記載された配置予定の担当技術者について、変更しようとする場合は、市と協議のうえ技術者を決定するものとする。
- (7) 提案提出後、本市より提案内容その他について照会することがある場合は、速やかに回答すること。
- (8) 本提案を辞退した場合においても、これを理由として今後市の発注する契約業務において影響を及ぼすものではない。
- (9) 提案者は審査員に個別に接触してはならない。
- (10) 審査結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合は、参加申込みを無効とする。
- (11) 次のいずれかに該当した場合、失格または無効とする。
 - ア 「6 応募資格」の要件を満たしていない場合
 - イ 提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合
 - ウ 本要領に適合しないと認められる場合
 - エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (12) 本機器調達に係る契約を締結することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合、議会の議決を得られなかった場合及び否決された場合は、契約を締結しない場合があること。またその場合、市はそれに伴って生じる費用の一切を補償しないこと。

15 経費負担

本プロポーザルの参加に係る経費は提案者の負担とし、市はその一切を負担しない。

16 提出書類の取り扱い

- (1) 市に提出された一切の書類は、理由に関わらず返却しない。
- (2) 提出書類は、契約可能業者を選定するための資料であり、公表は行わない。
- (3) 提出された企画提案書等は、事業者選定の目的以外で使用しない。
- (4) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属するが、本市が本プロポーザルの審査その他本業務のために必要な範囲内で、提案者の承諾なく提出書類の内容を無償で使用するものとする。

17 本件に係る問い合わせ先

盛岡市市民部市民登録課（担当：登録係 佐々木、及川）

〒020－8530 盛岡市内丸12番2号

電話番号 019－613-8309

電子メールアドレス：simintouroku@city.morioka.iwate.jp